

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	過疎地域における事業用設備等に係る特別償却
2	対象税目	(法人税:義)(国税3) 【新設・ <u>拡充</u> ・ <u>延長</u> 】
3	租税特別措置等の内容	《内容》 法人又は個人が、平成 29 年 3 月 31 日までに、過疎地域内に取得価額の合計が 2,000 万円を超える生産等設備を新增設して一定の事業の用に供した場合、建物・機械等の資産について特別償却を認める措置を、対象事業に農林水産物等販売業を加えた上で、2 年間延長する。 ○対象事業及び特別償却対象設備 ・製造業…機械及び装置、建物及び附属設備 ・旅館業…建物及び附属設備 ・情報通信技術利用事業(コールセンター) …機械及び装置、建物及び附属設備 ・農林水産物等販売業…機械及び装置、建物及び附属設備 ○特別償却率:機械及び装置…10/100、建物及び附属設備…6/100 ○延長:2 年間 《関係条項》 過疎地域自立促進特別措置法第 30 条 租税特別措置法第 12 条、第 45 条、第 68 条の 27
4	担当部局	自治行政局地域自立応援課過疎対策室
5	評価実施時期及び分析 対象期間	評価実施時期:平成 28 年 8 月 分析対象期間:平成 23 年度～30 年度
6	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯	昭和 45 年創設 平成 2 年度:旅館業(ホテル営業、旅館業及び簡易宿所営業)の追加 (直近 14 年) 平成 12 年度:過疎地域自立促進特別措置法施行 適用期限の 5 年延長。対象事業にソフトウェア業を追加。 平成 17 年度:適用期限の 2 年延長 平成 19 年度:適用期限の 2 年延長 平成 21 年度:適用期限の 1 年延長 平成 22 年度:過疎地域自立促進特別措置法の延長 適用期限の 1 年延長。対象事業からソフトウェア業を除外し、 情報通信技術利用事業を追加。 平成 23 年度:適用期限の 2 年延長 平成 25 年度:適用期限の 2 年延長 平成 27 年度:適用期限の 2 年延長
7	適用又は延長期間	2 年間

8	必要性等	① 政策目的及びその根拠	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 過疎対策については、昭和 45 年以来4次にわたる議員立法により過疎法が制定されており、現行法は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成を目的としている。 過疎法では、過疎地域自立促進のための対策の目標の一つとして、産業を振興し、安定的な雇用を増大することが定められており、そのために、国は必要な施策を総合的に講ずる責務を有している。 その施策の一つとして、過疎地域における事業用設備等に係る特別償却の特例が定められている。 過疎地域では引き続き人口減少と、著しい高齢化の進行、さらには若年者の流出がみられるところであり、本制度は、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを政策目的とする。 《政策目的の根拠》 【過疎地域自立促進特別措置法】 ○第1条 「この法律は、人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講ずることにより、これらの地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。」 ○第3条 「過疎地域の自立促進のための対策は、第一条の目的を達成するため、地域における創意工夫を尊重し、次に掲げる目標に従って推進されなければならない。 一 産業基盤の整備、農林漁業経営の近代化、中小企業の育成、企業の導入及び起業の促進、観光の開発等を図ることにより、産業を振興し、あわせて安定的な雇用を増大すること。」 ○第4条 「国は、第一条の目的を達成するため、前条各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずるものとする。」 ○第 30 条 「過疎地域内において製造の事業、情報通信技術利用事業(情報通信の技術を利用する方法により行う商品又は役務に関する情報の提供に関する事業その他の政令で定める事業をいう。以下同じ。)又は旅館業(下宿営業を除く。以下同じ。)の用に供する設備を新設し、又は増設した者がある場合において、当該新設又は増設により、当該過疎地域内における雇用の増大に寄与すると認められるときは、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置(製造の事業又は情報通信技術利用事業の用に供するものに限る。以下同じ。)並びに建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。」 【「経済財政運営と改革の基本方針 2016」(平成 28 年6月2日閣議決定)】 第2章 成長と分配の好循環の実現 2. 成長戦略の加速等 (4) 地方創生、中堅・中小企業・小規模事業者支援
---	------	--------------	--

		③ 地域の活性化 「過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域においては、近隣地域との調和ある発展や交流・連携にも留意しつつ、集落生活圏における「小さな拠点」や地域運営組織の形成を推進し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、地域の資源や創意工夫を活かした集落の維持・活性化を図る。」
	② 政策体系における政策目的の位置付け	平成 29 年度概算要求における政策体系図 【基本計画(24 年6月策定、28 年3月改正)】 Ⅱ. 地方行財政 2. 地域振興(地域力創造)
	③ 達成目標及びその実現による寄与	《租税特別措置等により達成しようとする目標》 過疎法の目的は、過疎地域の自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の増大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与することであり、過疎地域自立促進のため、産業を振興し安定的な雇用を増大させることが対策目標の一つとなっている。国はその目的を達成するため必要な施策を講ずることとなっており、本特例により、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資を促進し、過疎地域の雇用の増大を図ることを目標とする。 ○測定指標： 過疎地域における本特例を活用した設備投資に伴う新規雇用者数 ○目標値：本特例の適用期間中(平成 29 年度～30 年度)の本特例を活用した設備投資に係る新規雇用者数 1,530 人 (根拠)9③の本特例の効果の見込みに基づく。 ※ なお、本特例がどの程度雇用の増大に寄与したかを確認するため、本特例措置の期間(2年間)で一定のサンプル数が確保された上で、本特例を活用した事業者に対してアンケート調査を実施し、本特例措置の直接的な効果(寄与度)を事後検証することとする。 なお、アンケートの調査項目については、現時点で以下のような内容を考えている。 ・設備投資の目的。 ・本特例措置が、設備投資を行うきっかけ(動機)となったか。また、雇用を増加させるきっかけ(動機)となったか。 ・課税を繰り延べたことにより経営上、どのような効果があったか。 ・今後も本特例措置を活用したいかなど。 《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本特例措置を講じることにより、過疎地域における製造業や旅館業等の設備投資が促進され、雇用機会の拡大を図ることができる。 また、農林水産物等販売業は、多くの過疎地域において身近な産業であるところ、近年では、いわゆる6次産業化など、地場産品を地域振興につなげる試みが各地で取り組まれており、本特例の対象事業に農林水産物等販売業を追加することにより、農林水産物等販売業の設備投資を促し、過疎地域の産品を活かした産業を振興させ、雇用の増加につなげることができる考える。 本特例の政策目標は、過疎地域の雇用の増大であり、上記の達成目標の実現が、すなわち政策目的の実現につながるものである。 なお、本特例の効果は、上記のとおりフォローアップ調査で確認をする。

9

有効性等

① 適用数等

【適用件数】					
	適用件数(件)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
平成 23 年度	98	4	0	—	102
平成 24 年度	72	4	0	—	76
平成 25 年度	71	4	0	—	75
平成 26 年度	71	1	0	—	72
平成 27 年度	71	3	—	—	74
平成 28 年度	71	3	—	—	74
平成 29 年度	71	2	—	4	77
平成 30 年度	71	3	—	4	78

【適用額】					
	適用額(特別償却限度額) (千円)				
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計
平成 23 年度	2,387,434	31,962	0	—	2,419,401
平成 24 年度	2,275,310	32,674	0	—	2,307,988
平成 25 年度	892,412	32,421	0	—	924,838
平成 26 年度	1,794,632	15,531	0	—	1,810,168
平成 27 年度	1,654,118	26,875	—	—	1,680,993
平成 28 年度	1,447,054	24,942	—	—	1,471,996
平成 29 年度	1,631,935	22,449	—	35,040	1,689,424
平成 30 年度	1,577,702	24,755	—	35,040	1,637,497

※下線を付した年度は推計値を記入している。

○実績の計上根拠について

件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」(平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出)による。平成 27 年度については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。

○推計値の算出方法

- ・平成 27 年度:平成 24 年度～26 年度の3年平均(少数点以下四捨五入。以下同じ。)
- ・平成 28 年度:平成 25 年度～27 年度(見込み)の3年平均。
- ・平成 29 年度:平成 26 年度～28 年度(見込み)の3年平均。
- ・平成 30 年度:平成 27 年度(見込み)～29 年度(見込み)の3年平均。

※ ただし、農林水産物等販売業については、過疎対策室が、農林水産物等販売事業者を対象に平成 26 年度に実施したアンケート調査結果に基づき、算出した。

このアンケート調査の結果、平成 16 年度から平成 25 年度までの 10 年間に 2,000 万円超の設備投資を行った事業者は、回答事業者 151 社中、39 社であった。これより、件数については、1 年間に4件(39÷10≒4)と推計した。

適用額については、上記アンケート調査の結果より、2,000 万円超の設備投資が行われた案件における、1 件あたりの平均取得価額は、機械及び装置が 4,960 万円、建物及び附属設備が 6,333 万円であった。

		これに、それぞれの特別償却率（機械及び装置 10/100、建物及び附属設備 6/100）を乗じ、1 件あたりの特別償却限度額を、 (4,960 万円×10/100) + (6,333 万円×6/100) ÷876 万円 と算出し、上記の方法で推計した1年間の適用件数を乗じて (876 万円×4 件＝3,504 万円)と算出した。 ○想定外に僅少であるか否かについて 前回評価（平成 26 年8月）においては、「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」の結果を使用せず、過疎対策室が市町村に照会した結果を計上していた。当時の調査方法では、国税の情報を通常は了知できない市町村にとって、見込みにより回答せざるを得ない場合が多かったため、過大に計上されてしまったものである。 ○特例の対象の偏在性について 「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出）によれば、別紙のとおり、多数の業種で適用実績があり、本特例の適用が一部の業種に偏っているということはない。 また、前述のとおり、過疎対策室が平成 27 年度に過疎市町村を対象に行った調査によれば、本特例を適用した法人事業所が確認された団体は 55 市町村であり、都道府県で見ると 24 道県にまたがっており、地域的にも偏りはない。																																																												
②	減収額	<table><tr><td></td><td colspan="5">減収額（千円）</td></tr><tr><td></td><td>製造業</td><td>旅館業</td><td>コールセンター</td><td>農林水産物等販売業</td><td>合計</td></tr><tr><td>平成 23 年度</td><td>716,230</td><td>9,589</td><td>0</td><td>—</td><td>725,820</td></tr><tr><td>平成 24 年度</td><td>580,204</td><td>8,332</td><td>0</td><td>—</td><td>588,537</td></tr><tr><td>平成 25 年度</td><td>227,565</td><td>8,267</td><td>0</td><td>—</td><td>235,834</td></tr><tr><td>平成 26 年度</td><td>457,631</td><td>3,960</td><td>0</td><td>—</td><td>461,593</td></tr><tr><td>平成 27 年度</td><td>395,334</td><td>6,423</td><td>—</td><td>—</td><td>401,757</td></tr><tr><td>平成 28 年度</td><td>338,611</td><td>5,836</td><td>—</td><td>—</td><td>344,447</td></tr><tr><td>平成 29 年度</td><td>381,873</td><td>5,253</td><td>—</td><td>8,199</td><td>395,325</td></tr><tr><td>平成 30 年度</td><td>366,027</td><td>5,743</td><td>—</td><td>8,129</td><td>379,899</td></tr></table> ※下線を付した年度は推計値を記入している。 ○実績の計上根拠について 件数は「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」（平成 27 年第 189 国会提出及び平成 28 年第 190 回国会提出）による。平成 27 年度については、この報告書がまだ発表されていないため、推計としている。 ○減収額の算出方法 前述の9①の適用額（特別償却限度額）に、基本税率（平成 23 年度：30%、平成 24 年度～26 年度：25.5%、平成 27 年度：23.9%、平成 28 年度～29 年度：23.4%、平成 30 年度：23.2%）を乗じて算出（小数点以下四捨五入）。		減収額（千円）						製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計	平成 23 年度	716,230	9,589	0	—	725,820	平成 24 年度	580,204	8,332	0	—	588,537	平成 25 年度	227,565	8,267	0	—	235,834	平成 26 年度	457,631	3,960	0	—	461,593	平成 27 年度	395,334	6,423	—	—	401,757	平成 28 年度	338,611	5,836	—	—	344,447	平成 29 年度	381,873	5,253	—	8,199	395,325	平成 30 年度	366,027	5,743	—	8,129	379,899
	減収額（千円）																																																													
	製造業	旅館業	コールセンター	農林水産物等販売業	合計																																																									
平成 23 年度	716,230	9,589	0	—	725,820																																																									
平成 24 年度	580,204	8,332	0	—	588,537																																																									
平成 25 年度	227,565	8,267	0	—	235,834																																																									
平成 26 年度	457,631	3,960	0	—	461,593																																																									
平成 27 年度	395,334	6,423	—	—	401,757																																																									
平成 28 年度	338,611	5,836	—	—	344,447																																																									
平成 29 年度	381,873	5,253	—	8,199	395,325																																																									
平成 30 年度	366,027	5,743	—	8,129	379,899																																																									

	③ 効果・税収減是認効果	《効果》 過疎地域における設備投資が促されることにより、過疎地域における雇用の増大が図られる。 過疎対策室が平成 27 年度に過疎市町村を対象に行った調査によれば、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 711 人であった(この調査は、主に平成 27 年度初頭の固定資産税に係る事務の中で市町村が知り得た本特例の適用事例を尋ねたものである。以下「27 年度過疎対策室調査」という。増加雇用人数は、平成 26 年度に本特例の適用が確認された設備投資に係る人数である)。 ただし、この調査では、本特例の適用が設備投資のインセンティブになったか否かについてはアンケートしていないため、本特例がどの程度寄与したかについて、定量的に把握することはできない。そのため、8③のとおり、今後フォローアップ調査を行っていく予定である)。 ○効果の推計 本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数 ・平成 27 年度:731 人 ・平成 28 年度:731 人 ・平成 29 年度:760 人 ・平成 30 年度:770 人 ※ 本特例が設備投資にどの程度寄与したかについては、8③のとおり、今後フォローアップ調査を行っていくこととする。 (推計方法) ・ 27 年度過疎対策室調査では、平成 26 年度に本特例の適用が確認された件数(事業所の数)は 72、本特例を活用した設備投資に係る増加雇用人数は 711 人であった(適用件数 72 に対して、増加雇用人数 711 人)。この適用件数に対する増加雇用人数の比率を、9①の適用件数に当てはめて算出した(小数点以下四捨五入)。 ○租税特別措置が延長されなかった場合の影響 過疎地域における民間企業等の設備投資を促すには、過疎地域における設備投資に対して税制上の特例措置を講じることが大切であり、延長されない場合、上記のような、過疎地域における雇用創出効果が期待できなくなる。 ○前回評価時から目標を変更している理由 前回評価(平成 26 年 8 月)では、「過疎地域における工場立地件数及び雇用増加人員」を測定指標としていたところ、総務省行政評価局が行った租税特別措置等に係る政策評価の点検結果(平成 26 年 10 月)において、「本特例の直接的な効果を測ることができない測定指標を用いているため、適切な測定指標を用いて効果・達成目標の実現状況を説明する必要がある」との指摘を受けたところ。そのため、今回の評価にあたっては目標値や測定指標を8③のとおり設定した。 《税収減を是認するような効果の有無》 著しい高齢化と人口減少が進む過疎地域においては、雇用の場の確保が重要な課題となっている。過疎地域において企業等が設備投資を行うことで、過疎地域における雇用の維持・確保につながるという社会的意義があり、前
--	---------------------	---

			述のように雇用増大の効果が期待できることから、減収を是認する効果があると言える。 なお、本特例は、実際に地域の雇用にとって重要な業種で活用されている。27年度過疎対策室調査において、平成26年度に本特例の適用が確認された法人事業所は72であり、そのうち、77.8%にあたる56の事業所が、その市町村における当該業種に係る雇用者割合が全国平均以上の業種(基盤産業)の事業所であった。ある地域の基盤産業と非基盤産業の従業者数は比例するとされており(出典:総務省統計局ホームページ「地域の産業・雇用創造チャート」(「地域産業構造の見方、捉え方」))、本特例により雇用の増加を図ることで、地域全体の雇用増加につながると考えられる。
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	本特例措置は、企業等の設備投資を促し、雇用を増大させる目的で過疎法第30条に規定されたものである。なお、本特例措置は、課税の繰延べであるので、減収額相当分を補助金として交付するよりも最終的な国の負担は少ない。課税の繰延べによって、初期投資の負担が軽減される本特例措置は、過疎地域における設備投資のインセンティブとなり、過疎地域の雇用の増加という政策目的において効果が見込まれる。 補助金の場合は、公共性の高い事業を目的とするのが一般的であり、営利活動を目的とする事業者の資産形成に資するようなものについて補助金を交付することは適当でないと考えられる。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	地域経済の好循環拡大に向けて、ローカル10,000プロジェクト(地域の資源と資金を活用し、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を全国各地で立ち上げるため、交付金により自治体の初期投資の補助を支援)などを実施している。 ローカル10,000プロジェクトは、本特例と異なり、特定の業種を支援するものではなく、自治体、地域金融機関、民間事業者等の連携による事業の創造を支援するものである。 本特例と併せて、これらの多面的な支援措置により、地域経済の振興と拡大に取り組んでいる。
		③ 地方公共団体が協力する相当性	—
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月【H26総務02】

(別紙)適用業種が偏っていないことについての補足説明

租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書から

(平成27年第189国会提出及び平成28年第190回国会提出)

過疎地域における工業用機械等の特別償却

業種	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)	件数	適用額 (千円)
農林水産業	0	0	1	4,884	1	8,055	0	0
鉱業	1	18,172	0	0	0	0	2	44,928
建設業	0	0	0	0	3	18,287	4	58,871
製造業	93	2,348,029	67	2,055,125	55	726,744	48	669,981
食料品製造業	13	545,345	8	272,583	15	179,656	7	192,358
繊維工業	4	12,561	2	5,585	1	8,133	0	0
木材、木製品製造業	1	3,313	3	12,609	5	93,904	3	35,761
家具、装備品製造業	2	14,390	0	0	0	0	0	0
パルプ、紙、紙製品製造業	0	0	0	0	1	362	0	0
新聞業、出版業又は印刷業	0	0	0	0	0	0	2	3,039
化学工業	5	205,914	2	43,852	2	12,253	0	0
石油製品製造業	2	15,979	1	199	0	0	0	0
石炭製品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
ゴム製品製造業	0	0	1	22,858	1	13,421	2	19,392
皮革、同製品製造業	0	0	0	0	1	7,291	0	0
窯業又は土石製品製造業	2	38,915	1	960,000	3	75,753	2	35,566
鉄鋼業	3	70,427	3	108,865	1	40,432	1	20,839
非鉄金属製造業	3	45,851	1	3,039	0	0	0	0
金属製品製造業	16	74,372	13	64,141	5	59,728	12	84,243
機械製造業	10	540,135	6	124,639	6	106,991	7	175,041
産業用電気機械器具製造業	5	132,996	5	27,987	3	25,412	4	28,537
民生用電気機械器具電球製造業	3	97,434	2	31,964	2	20,309	1	1,305
通信機械器具製造業	4	148,547	1	6,955	1	521	1	4,665
輸送用機械器具製造業	12	158,621	11	215,791	4	46,573	5	59,809
理化学機械器具等製造業	1	39,674	2	41,998	2	30,315	0	0
光学機械器具等製造業	0	0	0	0	1	2,279	0	0
時計、同部品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の製造業	6	157,541	5	112,048	1	3,401	1	9,419
卸売業	2	9,284	3	134,963	1	12,798	6	305,574
小売業	2	11,949	1	80,338	2	7,292	2	6,103
料理飲食旅館業	4	31,962	4	32,674	4	32,421	1	15,531
金融保険業	0	0	0	0	0	0	0	0
不動産業	0	0	0	0	3	54,496	3	583,955
運輸通信公益事業	0	0	0	0	1	4,795	2	103,943
サービス業	0	0	0	0	4	59,396	3	12,812
その他	0	0	0	0	1	549	1	8,465
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	102	2,419,399	76	2,307,986	75	924,838	72	1,810,168

※ 評価書の集計では、「料理飲食旅館業」に計上されているものを「旅館業」に計上し、それ以外については、全てを「製造業」として計上している。

※ 四捨五入の関係で、評価書中の適用額と合計が一致しない場合がある。